

令和5年度第3回小金井市地域福祉推進委員会次第

日 時 令和5年9月21日（木）

午前10時00分から

場 所 市役所第二庁舎8階 801会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 計画骨子案について
- (2) 施策の体系図案について
- (3) その他

3 配布資料

別紙配布資料一覧のとおり

小金井市地域福祉推進委員会
配布資料一覧

	資料 No.	資料名	備考
第3回 (9月21日)	1	本市における包括的な支援体制の整備について	事前配布
	2	地域福祉計画骨子	
		地域福祉計画骨子（差替）	当日配布
3	施策の体系図案について		

本市における包括的な支援体制の整備について

重層的支援体制整備事業 (社会福祉法第106条の4)	小金井市の現状	今後の方向性
<p>①包括的相談支援事業 (第2項第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ <p>○次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業</p> <p>イ) 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業</p> <p>ロ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業</p> <p>ハ) 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業</p> <p>ニ) 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業</p>	<p>○福祉総合相談窓口の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める窓口として運営 ・「相談支援包括化推進員」を配置し、住民に身近な圏域において総合的な相談に応じ、包括的な支援体制の構築を図る ・既存の「支援調整会議」において関係機関と連携し、複雑化・複合化した課題については適切な支援機関につなぐ <p>○既存事業</p> <p>イ) 地域包括支援センターの運営</p> <p>ロ) 障害者相談支援事業</p> <p>ハ) 利用者支援事業</p> <p>ニ) 生活困窮者自立相談支援事業</p>	<p>○福祉総合相談窓口の運営（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複雑化、複合化した課題については、支援機関のネットワークで対応する ・「必要な支援につながっていない方」を支援につなげる体制の整備を図る ・既存の相談窓口、庁内各課、他支援機関との情報共有、役割分担により、さらなる連携・協働を図る <p>【理念①】 生きづらさの背景が明らかでない場合なども含め、すべての人々を対象に、本人と支援者が継続的に関わるための相談支援を重視する</p>
<p>②参加支援事業 (第2項第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO、当事者団体等の既存の社会資源につなぎを行う 	<p>○参加支援事業（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な地域資源の発掘と開発 ・「柔軟な社会参加の実現」を目指す <p>【理念②】 「相談支援」と「地域づくりへの支援」の両輪をつなぐものとして、一人のニーズを基に様々な関係者に働きかけ、本人にとって必要な資源を生み出していく</p>
<p>③地域づくり事業 (第2項第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る <p>○次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業</p> <p>イ) 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>ロ) 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業</p> <p>ハ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業</p> <p>ニ) 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業</p>	<p>○既存事業</p> <p>イ) 地域介護予防活動支援事業</p> <p>ロ) 生活支援体制整備事業</p> <p>ハ) 地域活動支援センター機能強化事業</p> <p>ニ) 地域子育て支援拠点事業</p> <p>※既存事業では各制度下において想定する対象者に応じた基準や事業実施方法が定められている</p>	<p>○既存事業（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存事業の適切な実施と利活用の検討を行う ・多様な地域資源の発掘と開発 ・相談支援包括化推進員によるコーディネート ・住民が主体的に生活に身近な場所で悩みを聴いたり、一緒に社会参加のための活動をしたりするなど、これまでの事業の枠組みを超えた多様な活動が展開されることを目指す <p>【理念③】 住民同士が気にかかろう関係性を育むための「地域づくりへの支援」を重視し、支援者による相談支援と両輪で地域のセーフティネットを充実する</p>

重層的支援体制整備事業 (社会福祉法第 106 条の 4)	小金井市の現状	今後の方向性
<p>④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (第 2 項第 4 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く 	<p>○福祉総合相談窓口の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つながり、寄り添い、伴走する継続的支援を目指す ・福祉総合相談窓口の相談支援包括化推進員によるアウトリーチ ・相談窓口案内チラシの配布 	<p>○福祉総合相談窓口の運営（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「必要な支援につながっていない人」を支援につなげる体制の整備 ・多機関協働事業における各種会議体から集積された地域における支援等のニーズを検討
<p>⑤多機関協働事業 (第 2 項第 5 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る ・「重層的支援会議」(多機関協働事業において実施し、関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議) <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「支援会議」(社会福祉法第 106 条の 6 第 1 項：潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人同意の有無に関わらず情報共有等が可能、市が実施し、構成員の守秘義務を設ける) 	<p>○支援調整会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の実施要綱に基づく「支援調整会議」を開催し、ケースの状況に応じて必要な行政機関、支援機関を招集している（本人同意に基づく支援） ・本人同意が得られない緊急を要するケースについては、生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」の活用を想定（開催実績なし） 	<p>○多機関協働体制の基盤を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談支援包括化推進員」が多機関協働の中核を担う ・「重層的支援会議」に相当する会議を設置し、包括的な相談支援体制を構築する。会議の設置、運営は市が行う ・個々の支援ニーズに応じて庁内外の関係機関に支援を依頼、情報共有、役割分担を行う ・「必要な支援につながっていない方」(本人同意がない場合も含む) に対する支援の検討を可能とする「支援会議」を新設し、必要な支援体制の構築を目指す ・すぐに解決せずとも「つながる」ことを重視し、寄り添い、伴走支援する体制を構築する ・会議の運営は、他制度における既存の会議体との合同会議にしたり、同日に開催を重ねたりすることで効率的に行う

<関連用語>

💡「相談支援包括化推進員」とは

包括的な支援体制の整備のために福祉総合相談窓口配置される専門職。相談支援包括化推進員が単独で全ての相談を受け付けるということではなく、相談者本人のみならず、育児、介護、障がい、貧困などその属する世帯全体の複合的・複雑化したニーズを的確に捉え、これらを解きほぐし、生育歴などの背景も勘案した本質的な課題の見立てを行うとともに、様々な相談支援機関等と連携しながら、必要な支援をコーディネートする。

また、公的支援だけでなく、地域の資源との連携・協働によって、身近な地域での支えあい機能を高める役割を担うための中核として、アウトリーチの拡充や関係機関とのネットワークづくりを強化する役割を果たす。

💡「包括的な支援体制の整備」とは

社会福祉法第 106 条の 3 により市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める」と規定される。国による重層的支援体制整備事業の位置づけは、包括的支援体制の構築のための一つの手法であるとされ、各自治体の手上げによる任意事業となる。

資料 2
(当日配布)

地域福祉計画 骨子



計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーといった制度の狭間で支援が届かないケースや、個人・世帯単位で複数の課題が重なるケースなど、これまでの高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな課題が多く発生しています。さらに、私たちの生活を脅かす地震や台風などの自然災害、感染症等のさまざまな脅威や不安が高まっています。

コロナ禍により社会参加の機会の減少や経済的な困窮の問題等が深刻化し、これまで福祉サービスを利用したことがない方々の課題も顕在化しました。あらゆる世代の人々が様々な困難に直面し、孤独・孤立に陥りやすい状況にあります。

こうした状況下において、地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていくことが求められています。

平成29年6月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布に基づく「社会福祉法」（平成30年4月施行）の改正では、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、その把握と関係機関との連携等による解決が図られることになりました。このため、市町村は地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくことになり、それらを計画的に推進していくために、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が明記されました。また、有識者による地域共生社会推進検討会において、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討が進められました。

その中で、市町村は、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応し、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制、いわゆる包括的な支援体制を整備するよう努めることとされました。こうした包括的な支援体制の構築を実現するための施策として、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が国により創設され、包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められています。

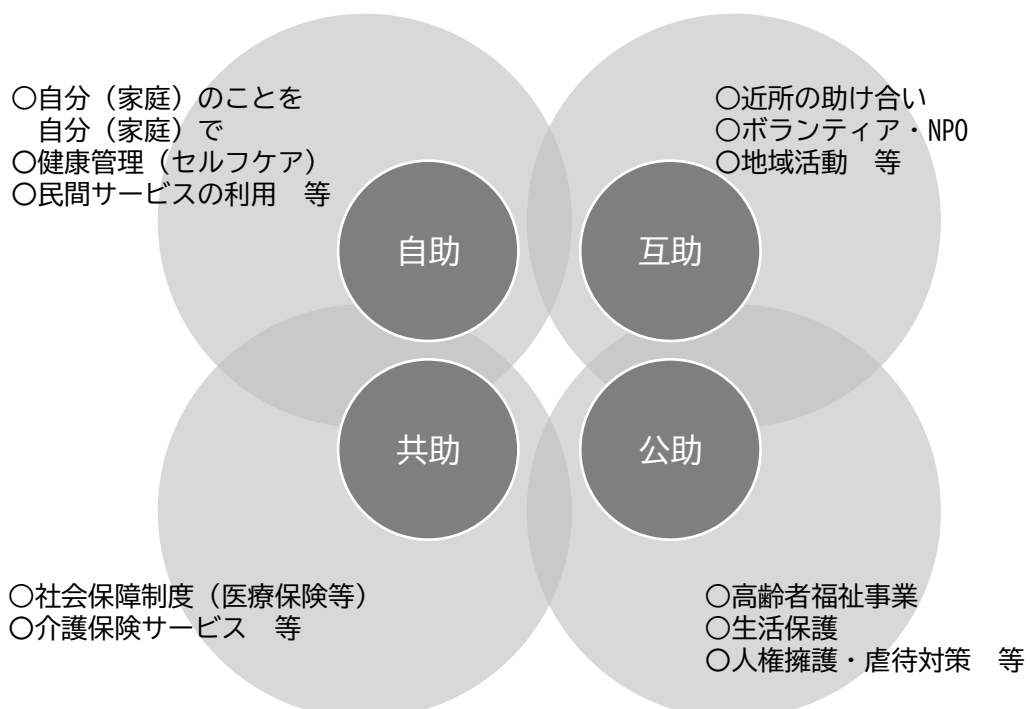
さらに、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められおり、我が国においてもSDGsの実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。一人ひとりが自分らしく生きるため、国籍、性、年齢、障がいの有無など様々な多様性を尊重し、支え合いながら共に暮らすことのできる社会の実現が必要です。

小金井市（以下、「本市」という。）では、すべての住民が互いに支えあい、誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまちをめざし、平成30年3月に「第2期小金井市保健福祉総合計画」を策定し、地域の住民をはじめ、社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人等の多様な主体と行政とが連携し、地域における生活課題を解決する仕組みづくりや取組を進めてきました。このたび、平成30年3月に策定した「第2期小金井市保健福祉総合計画」が令和5年度に終了することから、社会状況や制度の変化に対応するため、新たに「第3期小金井市保健福祉総合計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、子どもから大人まで地域に住む誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、社会福祉の関係者などが連携・協力し、地域における生活課題の解決に取り組む考え方です。

地域福祉を推進するためには、「自助：個人・家庭の取組」「互助：地域の取組」「共助：社会保障制度等」「公助：行政の取組」を基本として、地域の一人ひとりが役割を果たしながら連携・協力をすることが大切です。



3 計画の位置づけ

(1) 法令上の位置づけ

地域福祉計画とは、社会福祉法（以下「法」という。）第107条に基づき、行政と福祉の専門職等の関係機関、住民が一体となって地域福祉を推進するために、地域における生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について市町村が定める計画です。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「小金井市成年後見制度利用促進基本計画」と整合性を図り、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「小金井市再犯防止推進計画」を包含しています。

（社会福祉法 第107条）

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（再犯の防止等の推進に関する法律 第8条）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 保健福祉総合計画の位置づけ

本市が平成30年3月に策定した第2期小金井市保健福祉総合計画では、平成29年6月の社会福祉法改正の趣旨を鑑み、地域福祉計画を、本市の保健福祉に係る各計画に共通する基本的な視点や理念を示す上位計画と位置づけています。

また、地域福祉計画は、本市の子どもと子育て家庭を支援するための施策を示す「のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」における基本的な視点や理念を示す計画としても位置づけています。

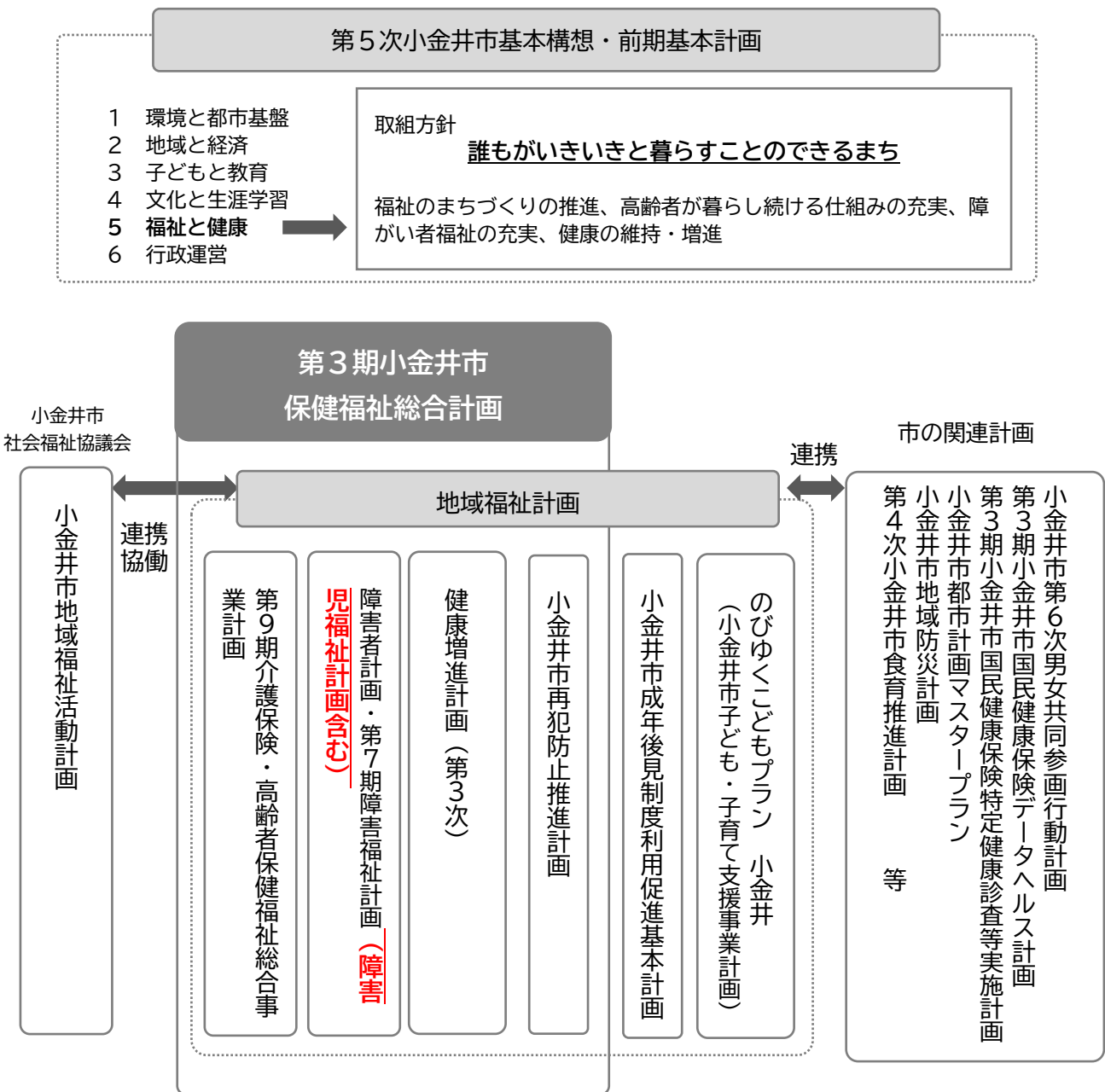
本計画においてもこの考えを踏襲し、子ども・子育て支援事業計画も含めた保健福祉に係る各計画に共通する基本的な視点や理念を示す地域福祉計画のもと、地域福祉計画、健康増進計画（第3次）、障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画、第9期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画を1冊に綴じた計画として位置づけます。

第3期小金井市保健福祉総合計画に包含される各計画策定の法的根拠	
計画名	計画策定の根拠法
地域福祉計画	社会福祉法第107条
健康増進計画	健康増進法第8条第2項
障害者計画・障害福祉計画（ 障害児福祉計画含む ）	障害者基本法第11条第3項 障害者総合支援法第88条 児童福祉法第33条の20
介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画	老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条

(3) 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画「第5次小金井市基本構想・前期基本計画」の趣旨を踏まえて策定し、福祉と健康分野の政策の取組方針「誰もがいきいきと暮らすことのできるまち」を実現するため、保健福祉に関する各分野に共通する視点を示す計画です。

また、小金井市社会福祉協議会が定める「小金井市地域福祉活動計画」とは、地域福祉の推進という共通の目的のもと、両計画が車の両輪となるよう、市と社会福祉協議会が協働、役割分担し、総合的に地域福祉の推進をめざします。



4 計画期間

本計画に包含する障害福祉計画・障害児福祉計画および介護保険事業計画の計画期間は3年間と法的に定められています。

本計画に含まれる、保健福祉分野に共通する基本的な考え方を示す地域福祉計画、健康増進計画についても、障害福祉計画・障害児福祉計画および介護保険事業計画の計画期間とずれが生じないように、令和6年度から11年度までの6年間で計画期間とします。

今後の6年間で、「基本構想・基本計画」の改定と数年の差が生じる期間が発生しますが、「基本構想・基本計画」が改定された時点で、**本計画**の内容も再検討するなど、最上位計画と齟齬が生じないように配慮します。

また、国の福祉施策や、社会経済情勢に著しい変化があった場合にも、必要に応じて施策を検討し、計画の見直しを行います。

計画の期間

令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
小金井しあわせプラン 基本構想・基本計画 第5次前期			小金井しあわせプラン 基本構想・基本計画 第5次後期			
保健福祉総合計画						
地域福祉計画						
健康増進計画						
障害者計画						
障害福祉計画				障害福祉計画		
介護保険・高齢者 保健福祉総合事業計画				介護保険・高齢者 保健福祉総合事業計画		

5 策定体制

本計画の策定に当たっては、令和4年度から5年度にかけて市の附属機関である「地域福祉推進委員会」「市民健康づくり審議会」「地域自立支援協議会」「介護保険運営協議会」において、学識経験者、福祉関係者および一般市民の方と共に、各分野別計画の検討を進めました。

さらに、市民、市内の民間事業者、市民活動団体等を対象としたアンケート調査や、パブリックコメントの実施を通じ、市民や関係者等の意見を反映させた計画策定に努めました。



第 2 章

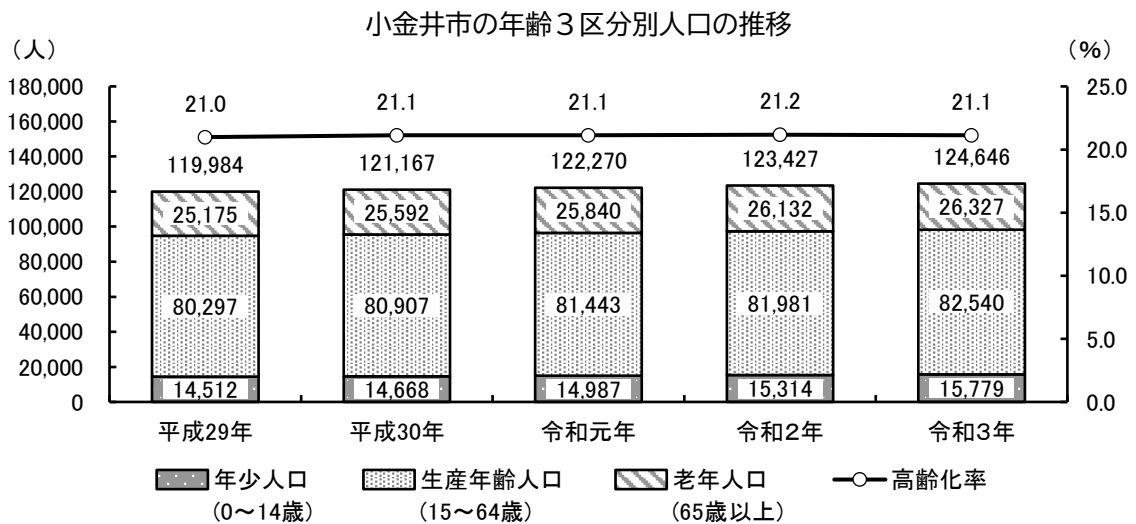
市の現状と課題

1 統計資料から

(1) 人口・世帯

① 人口

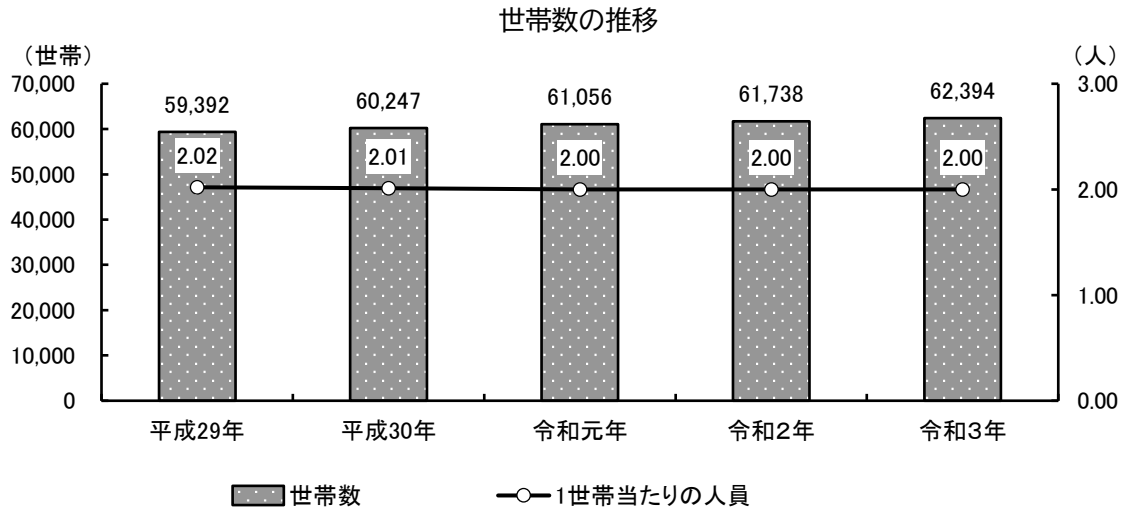
本市の人口は平成29年から令和3年にかけて、どの人口区分においても微増となっています。また、65歳以上の老年人口が全体に占める割合（高齢化率）はほぼ横ばいで推移しています。



資料：小金井市住民基本台帳(各年10月1日現在)

② 世帯数

1世帯当たりの世帯人員はほぼ横ばいで推移しており、令和3年10月1日で2人となっています。

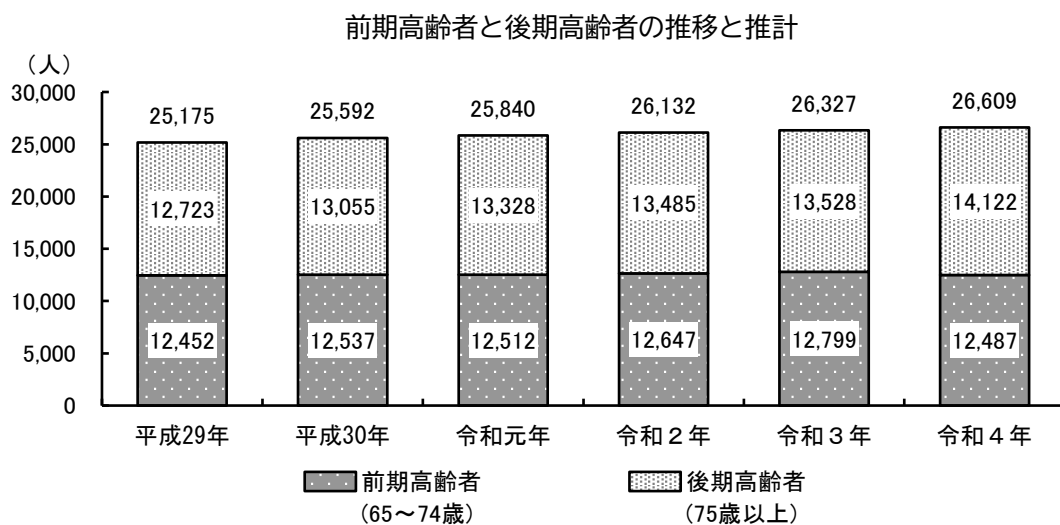


資料：小金井市住民基本台帳(各年10月1日現在)

(2) 高齢者

① 前期高齢者・後期高齢者

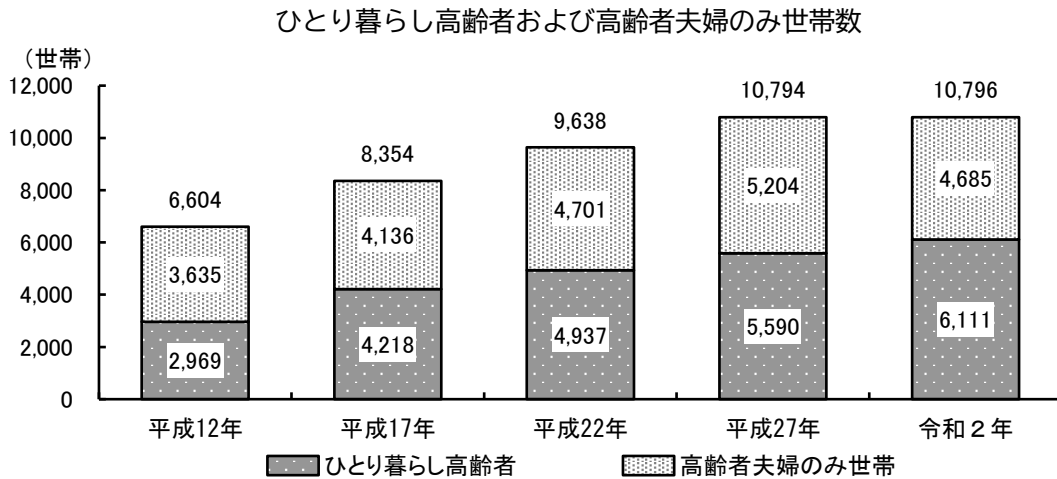
前期高齢者と後期高齢者の数は増加傾向にあり、令和4年10月現在、前期高齢者が12,487人、後期高齢者が14,122人となっています。



資料：小金井市住民基本台帳(各年10月1日現在)

② 高齢者世帯

ひとり暮らし高齢者世帯数および高齢者夫婦のみ世帯数は共に増加傾向にあります
が、平成27年から令和2年にかけて**高齢者夫婦のみ世帯数**は減少しています。

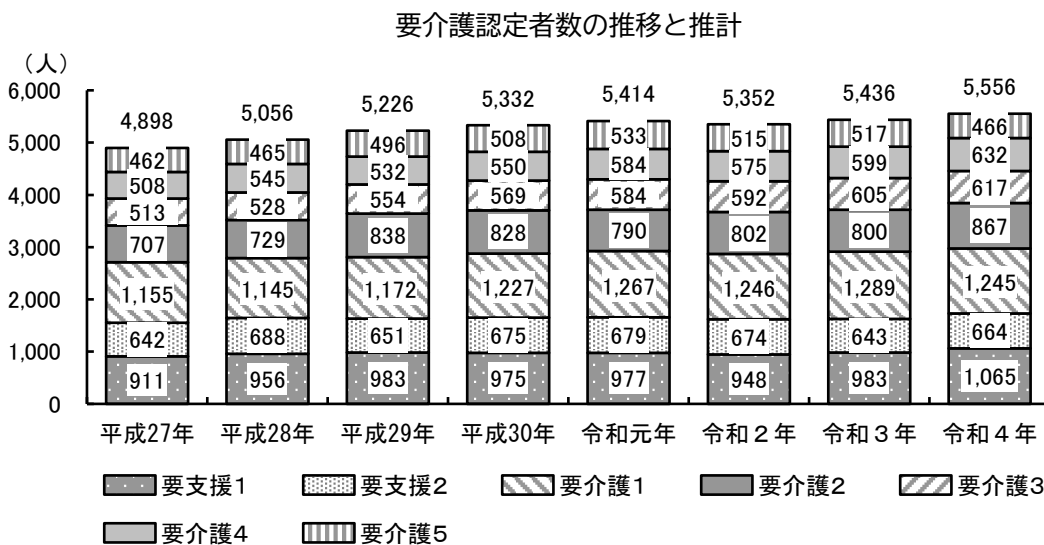


資料：国勢調査(各年)

③ 要介護認定者

介護保険の要介護認定を受けた要介護認定者数は毎年増加しています。

一方、高齢者が要介護認定を受けるまでの年齢を平均的に示す、東京都福祉保健局「令和3年 都内各区市町村の65歳健康寿命」による健康寿命算出結果をみると、男女共に都の平均値を超えており、元気な高齢者も多い地域となっています。



※第2号被保険者を含みます。

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(各年9月末日現在)
推計値は厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』に基づく値(各年10月1日現在)

65歳健康寿命と65歳平均障害期間

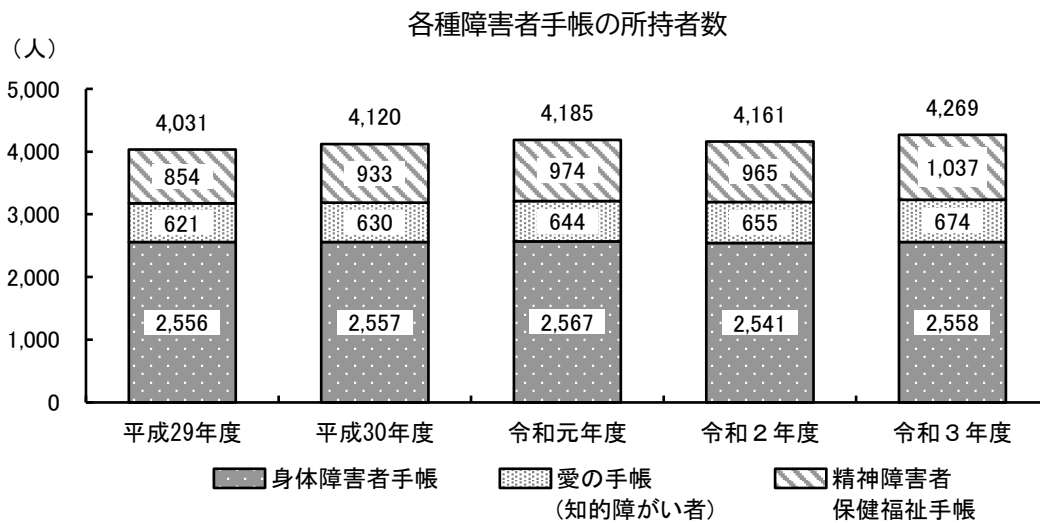
単位：歳、年

		男		女	
		65歳健康寿命	65歳平均障害期間	65歳健康寿命	65歳平均障害期間
東京都	要介護2	83.01	1.69	86.19	3.47
	要支援1	81.37	3.34	82.99	6.66
小金井市	要介護2	84.14	1.59	86.88	3.30
	要支援1	82.24	3.49	83.13	7.05

資料：東京都福祉保健局「令和3年 都内各区市町村の65歳健康寿命」

(3) 障がいのある人

障がいのある人は増加傾向にあり、令和3年4月1日現在、各種障害者手帳の所持者数は合計で4,269人となっています。障がいの種類別にみると、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加しています。

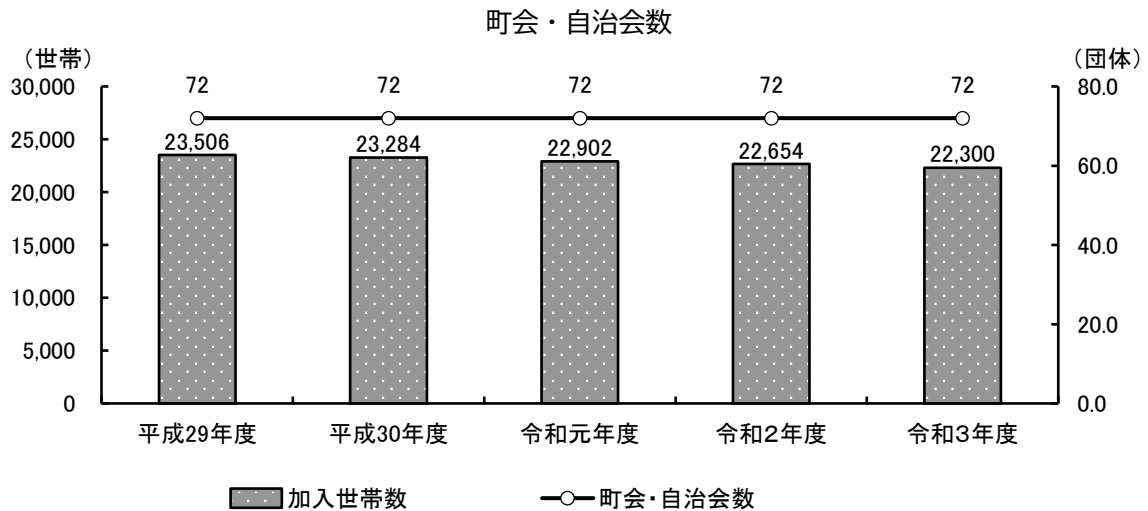


資料：小金井市「小金井市事務報告書」(各年4月1日現在)

(4) 地域活動

① 町会・自治会

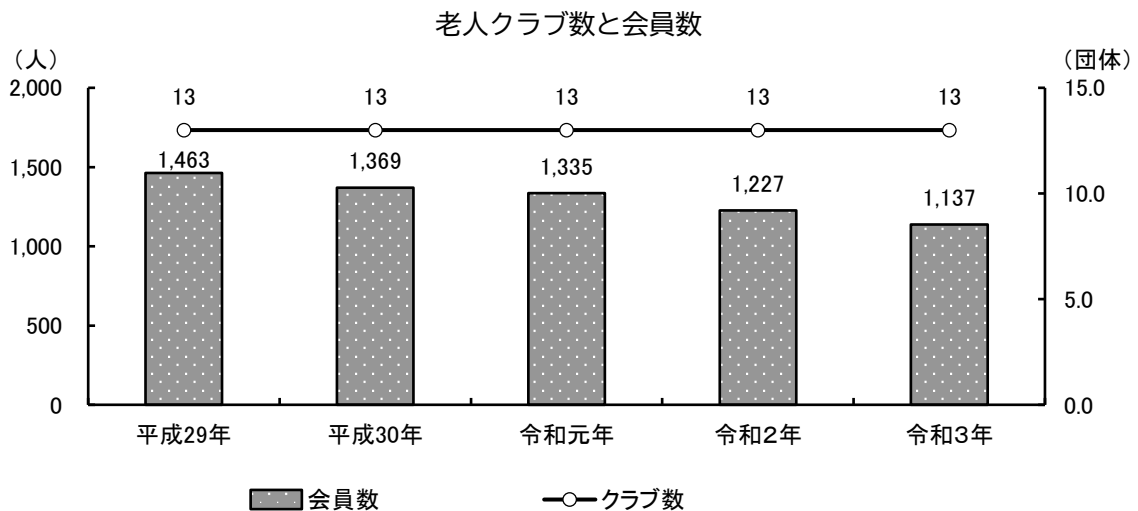
町会・自治会数は横ばいで推移しており、加入世帯数は減少傾向となっています。



資料：小金井市「小金井市事務報告書」(各年)

② 老人クラブ

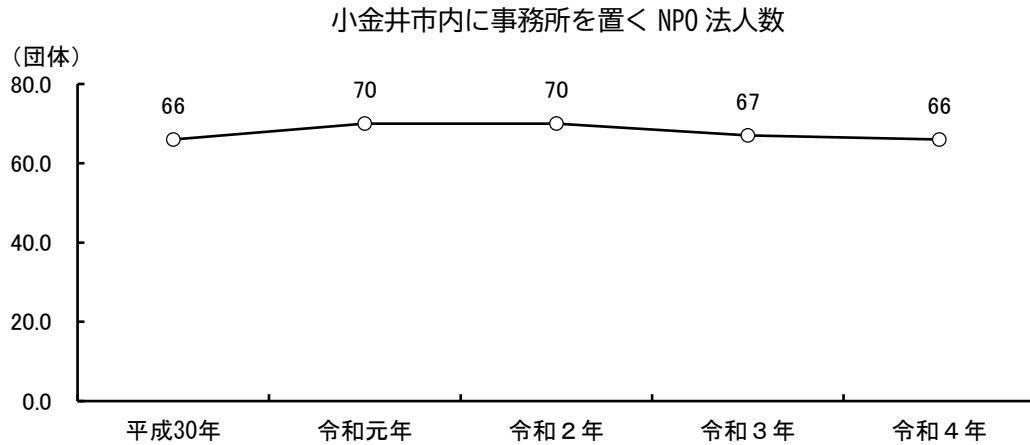
老人クラブ数は、一定して13団体となっています。会員数は減少傾向にあり、令和3年は1,137人となっています。



資料：小金井市「小金井市事務報告書」(各年4月1日現在)

③ NPO法人

NPO法人数は令和2年以降減少傾向にあり、令和4年では66団体となっています。

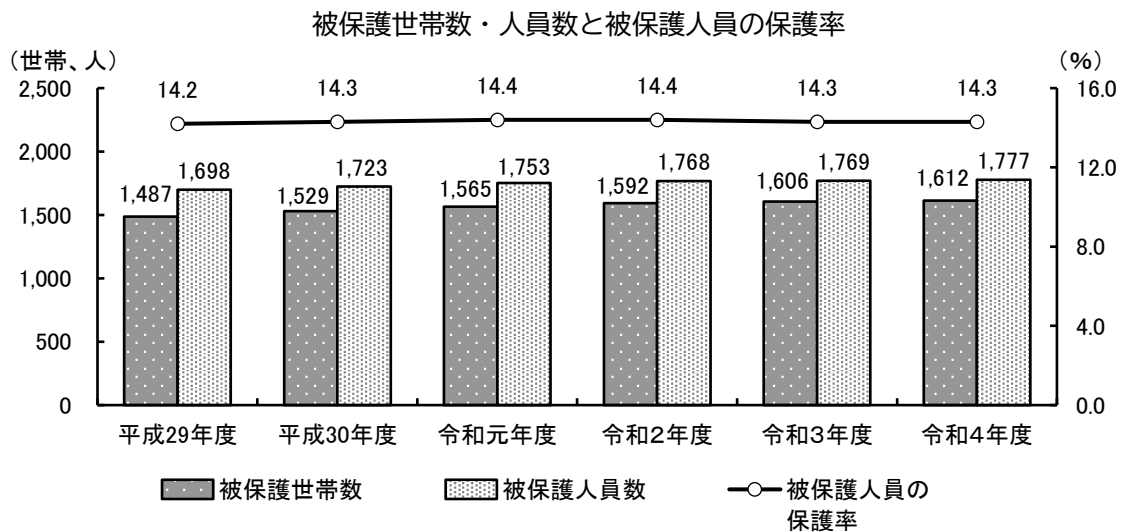


資料：東京市町村自治調査会「多摩地域データブック」(各年)

(5) 市民生活

① 生活保護の状況

生活保護の被保護世帯数および被保護人員数は共に増加傾向にあり、被保護人員の保護率はほぼ横ばいで推移しています。



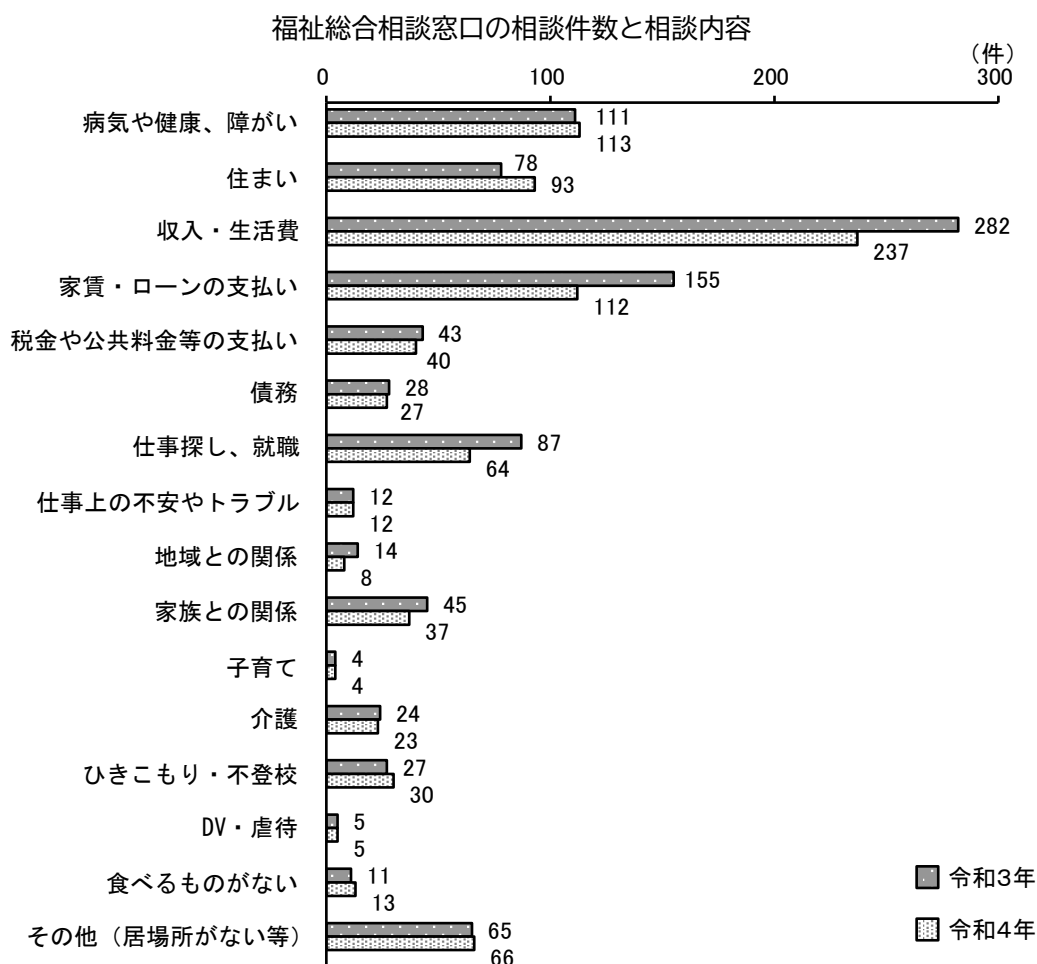
資料：小金井市「小金井市事務報告書」(各年4月1日時点)

② 福祉総合相談窓口

令和2年10月より、小金井市自立相談サポートセンター（自立相談支援事業）の機能を拡充し、福祉総合相談窓口を開設しました。

福祉総合相談窓口の相談件数は、令和3年度は991件、令和4年度は884件となりました。

相談内容をみると、「収入・生活費」、「家賃・ローンの支払い」、「病気や健康、障がい」に関する相談が高くなっています。



資料：小金井市「小金井市事務報告書」（各年）

2 アンケート調査から

(1) 地域生活の状況

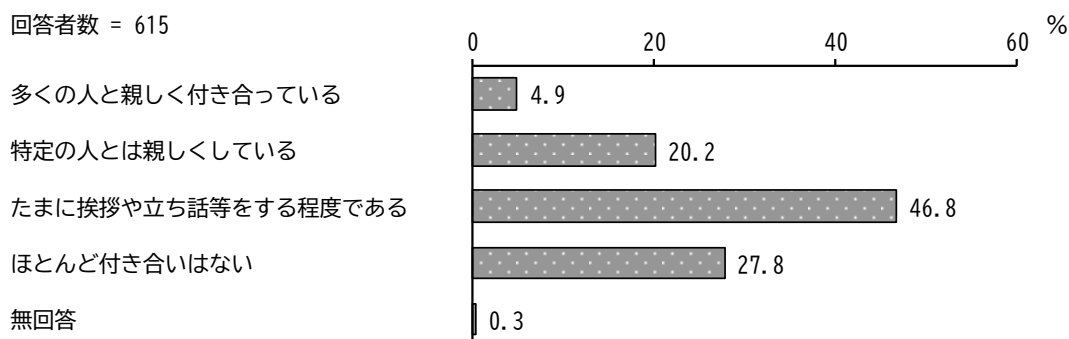
① 近所づきあいの状況（一般市民調査）

「たまに挨拶や立ち話等をする程度である」の割合が46.8%と最も高く、次いで「ほとんど付き合いはない」の割合が27.8%、「特定の人とは親しくしている」の割合が20.2%となっています。

町内の人との付き合いの程度

【全体】

回答者数 = 615



【年代別】

年代別にみると、他に比べ、18～29歳で「ほとんど付き合いはない」の割合が、**30～49歳で「たまに挨拶や立ち話等をする程度である」と「ほとんど付き合いはない」の割合が**、50～64歳で「たまに挨拶や立ち話等をする程度である」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数(件)	多くの人と親しく付き合っている	特定の人とは親しくしている	たまに挨拶や立ち話等をする程度である	ほとんど付き合いはない	無回答
全体	615	4.9	20.2	46.8	27.8	0.3
18～29歳	53	1.9	18.9	37.7	41.5	—
30～49歳	223	2.2	18.4	42.2	36.8	0.4
50～64歳	170	3.5	19.4	52.4	24.7	—
65歳以上	166	10.8	22.9	51.2	14.5	0.6

② 日常生活の中で不安や課題と感ずること（一般市民調査）

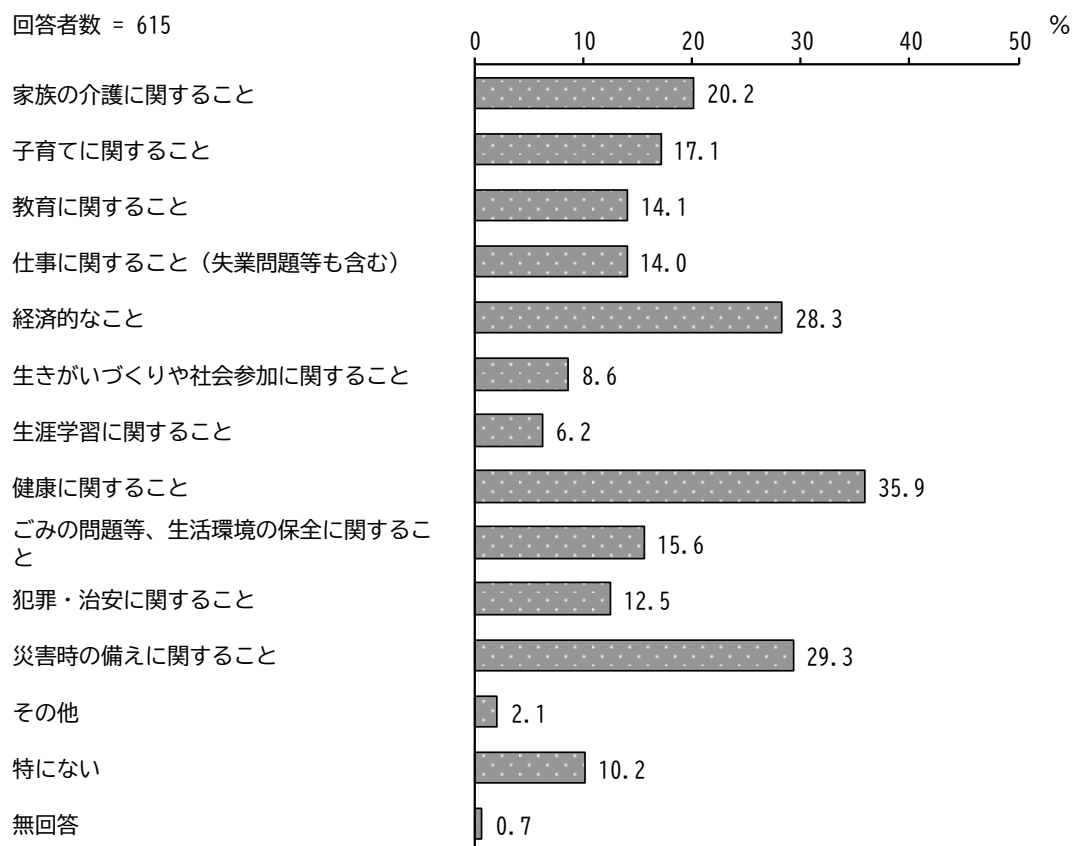
「健康に関すること」の割合が35.9%と最も高く、次いで「災害時の備えに関すること」の割合が29.3%、「経済的なこと」の割合が28.3%となっています。

性・年代別にみると、他に比べ、65歳以上の女性で「健康に関すること」の割合が、30～49歳の女性で「子育てに関すること」の割合が、18～29歳の女性で「仕事に関すること（失業問題等も含む）」の割合が、30～49歳の男性で「経済的なこと」の割合が高くなっています。

日常生活の中で感ずる不安や課題（複数回答（3つまで））

【全体】

回答者数 = 615



(2) 地域における課題

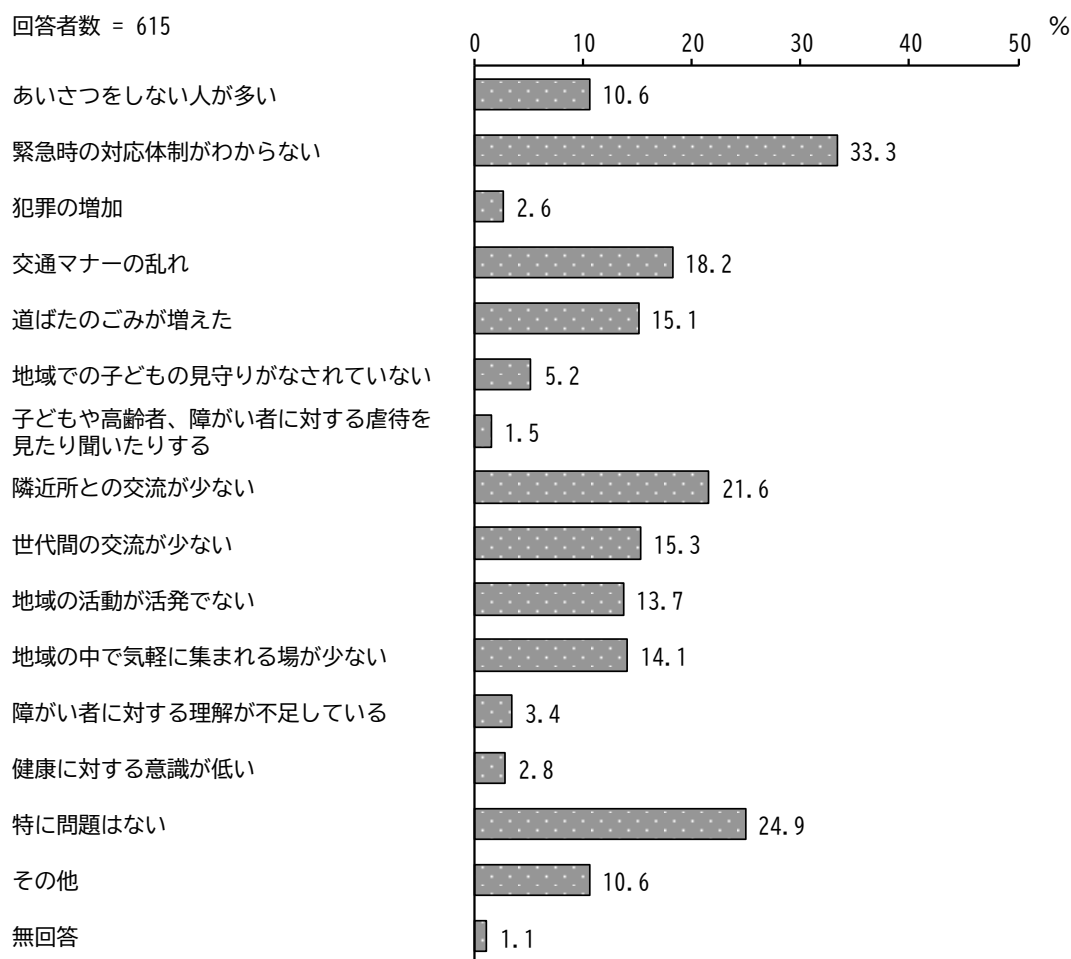
① 地域の中での問題点・不足していると思うもの（一般市民調査）

「緊急時の対応体制がわからない」の割合が33.3%と最も高く、次いで「特に問題はない」の割合が24.9%、「隣近所との交流が少ない」の割合が21.6%となっています。

住んでいる地域にある問題点・不足していると思うもの（複数回答）

【全体】

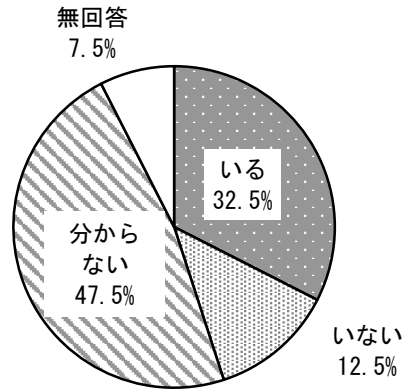
回答者数 = 615



② 福祉サービスの利用に結びついていない人の有無（担い手調査）

支援が必要にもかかわらず、福祉サービスの利用に結びついていない人が周囲にいるかについて、「分からない」の割合が47.5%と最も高くなっています。

福祉サービスの利用に結びついていない人の有無（全体）

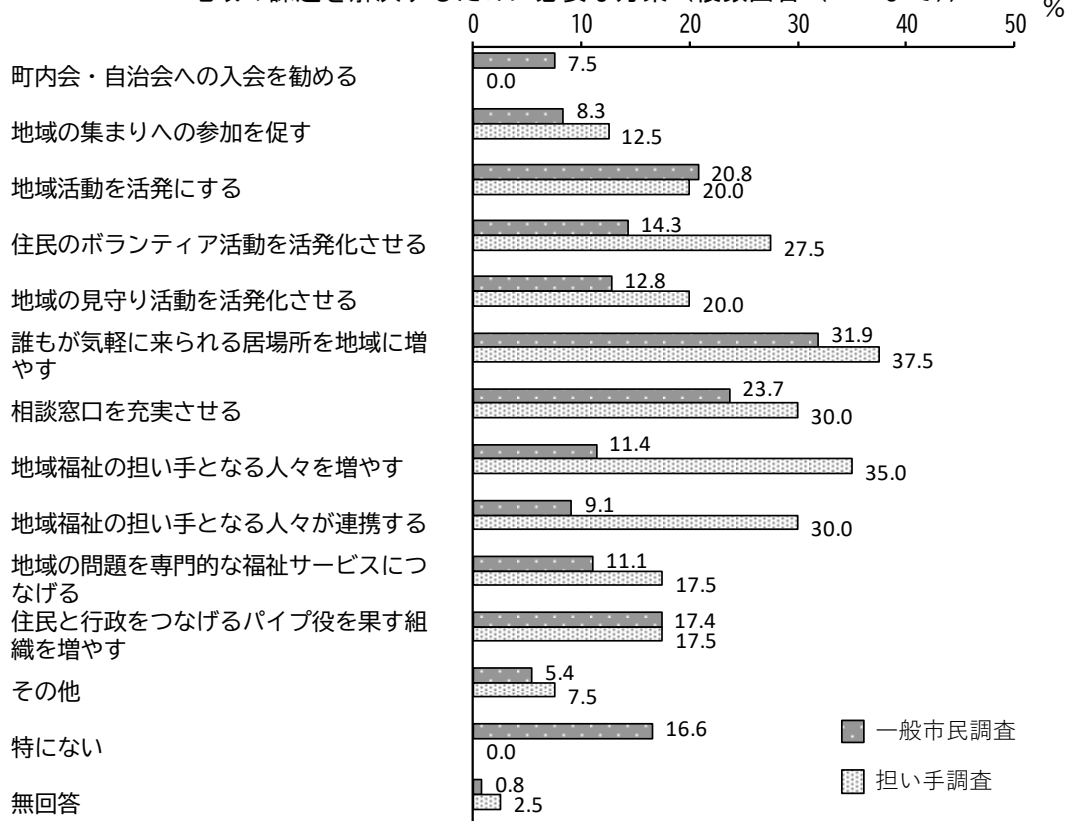


③ 地域の課題を解決するために必要な方策（一般市民・担い手調査）

一般市民調査では、「誰もが気軽に来られる居場所を地域に増やす」の割合が31.9%と最も高く、次いで「相談窓口を充実させる」の割合が23.7%、「地域活動を活発にする」の割合が20.8%となっています。

担い手調査では、「誰もが気軽に来られる居場所を地域に増やす」の割合が37.5%と最も高く、次いで「地域福祉の担い手となる人々を増やす」の割合が35.0%、「相談窓口を充実させる」、「地域福祉の担い手となる人々が連携する」の割合が30.0%となっています。

地域の課題を解決するために必要な方策（複数回答（3つまで））



(3) 地域活動・ボランティア活動

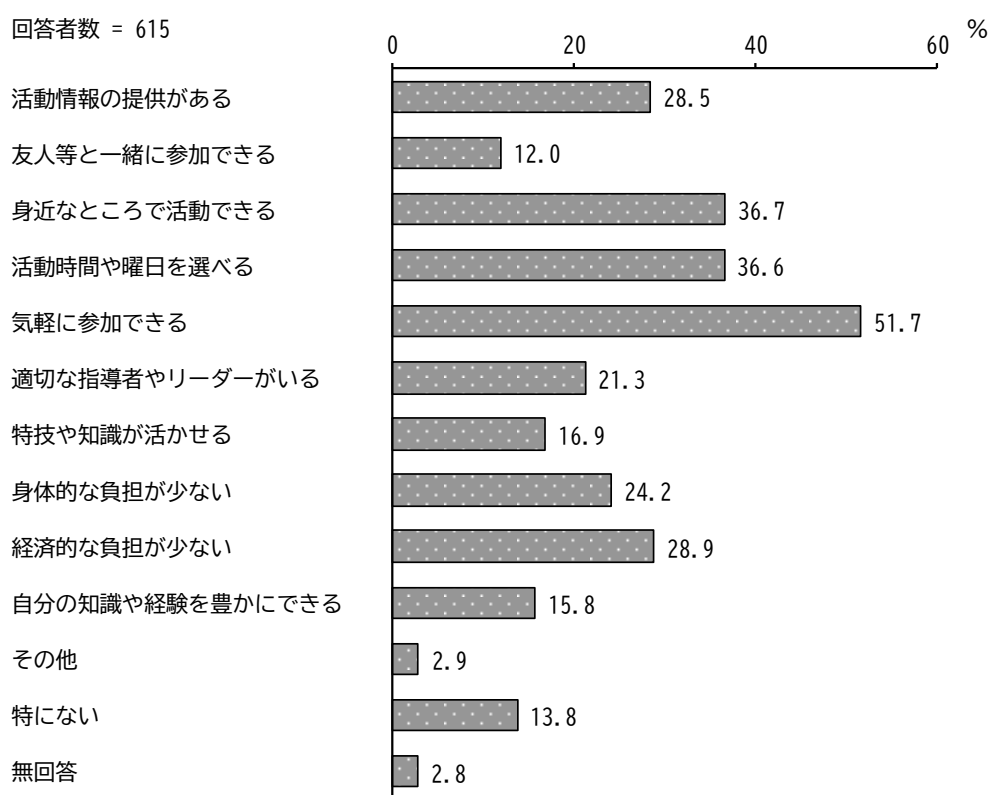
① 参加状況および活動・参加したいと思う条件（一般市民調査）

地域活動やボランティア活動等の参加状況（一般市民調査）は、「取り組んだことはない」の割合が52.0%と最も高くなっています。

また、活動・参加したいと思う条件については、「気軽に参加できる」の割合が51.7%と最も高く、次いで「身近なところで活動できる」の割合が36.7%、「活動時間や曜日を選べる」の割合が36.6%となっています。

活動・参加しやすい条件（複数回答）

【全体】



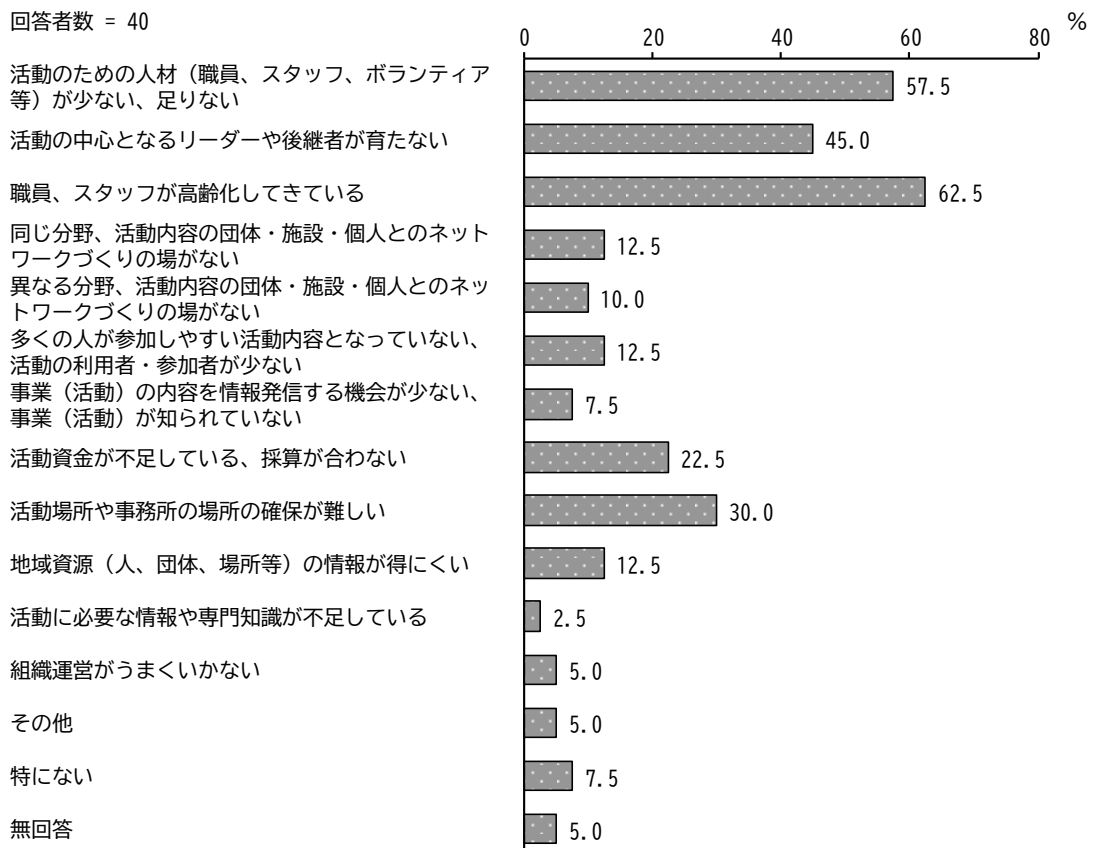
② 活動する上での課題（担い手調査）

「職員、スタッフが高齢化してきている」の割合が62.5%と最も高く、次いで「活動のための人材（職員、スタッフ、ボランティア等）が少ない、足りない」の割合が57.5%、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」の割合が45.0%となっています。

活動する上での課題（複数回答）

【全体】

回答者数 = 40

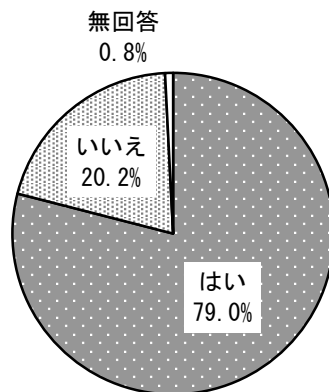


(4) 防災について

① 防災に対する考え（一般市民調査）

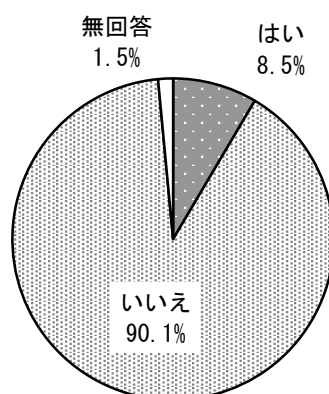
災害時の避難場所を知っているかについて、「はい」の割合が79.0%、「いいえ」の割合が20.2%となっています。

災害時の避難場所を知っているか



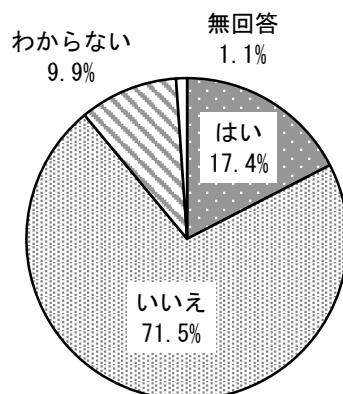
日ごろから地域の防災訓練に参加しているかについて、「はい」の割合が8.5%、「いいえ」の割合が90.1%となっています。

日ごろから地域の防災訓練に参加しているか



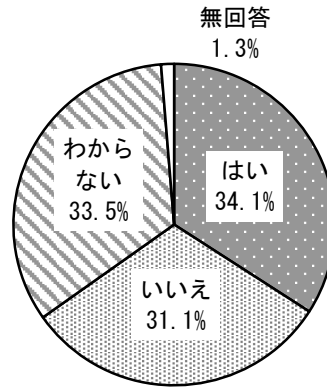
災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要かについて、「いいえ」の割合が71.5%と最も高く、次いで「はい」の割合が17.4%となっています。

緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要か



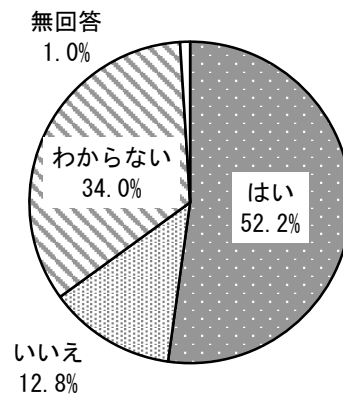
災害などの緊急時に、高齢者世帯や障がいのある方などの要支援者の避難等の手助けができるかについて、「はい」の割合が34.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が33.5%、「いいえ」の割合が31.1%となっています。

緊急時に、要支援者の避難等の手助けができるか



災害などの緊急時に、近所の人と互いに助け合えると思うかについて、「はい」の割合が52.2%と最も高く、次いで「わからない」の割合が34.0%、「いいえ」の割合が12.8%となっています。

緊急時に、近所の人と助け合えると思うか



3 地域福祉をめぐる動向

(1) 重層的支援体制整備事業の創設

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域共生社会の実現に向けた改革の一つとして、改正社会福祉法が平成30年に施行されました。

この改正では、地域福祉推進の理念として「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」が明記されました。

また、この理念を実現するため、市町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。

さらに、令和3年4月の改正では、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、市町村の包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められています。

重層的支援体制整備事業の概要

市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、複合化・複雑化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ 相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の「3つの支援」を柱とする一体的な取り組みです。この事業は、これまでの福祉制度・政策と、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景としており、属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制を目指しています。



出典：厚生労働省資料より抜粋

(2) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、同法に基づく国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。令和4年3月には第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、これまでの課題に対する対応として成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実、成年後見制度の運用の改善、後見人への適切な報酬の付与、地域連携ネットワークづくりの推進などが計画に盛り込まれました。

(3) 再犯防止の推進

我が国の刑法犯検挙人員全体に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、新たな犯罪被害者を生まない、安全・安心な社会を実現するために、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、同法に基づく国の再犯防止推進計画が策定されました。令和5年3月に策定された第二次再犯防止推進計画において、市町村には、地域住民に最も身近な基礎自治体として、各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等が地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供するよう努めることとされています。

(4) 避難行動要支援者対策

平成25年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人等の特に配慮を要する方のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿の作成が各自治体に義務付けられ、本市においても名簿の適正な管理・更新を行っています。

一方で、いまだ災害により、多くの高齢者等が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題があります。令和3年5月施行の災害対策基本法の一部改正では、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村には、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定が努力義務化されました。

4 市の保健福祉を取り巻く課題

(1) 福祉のまちづくり

① 福祉を支える基盤の整備

アンケート調査（一般市民調査）からは、本市の福祉の重点課題として、道路の段差解消等バリアフリーの充実を求める声がかがえます。

今後も公共施設をはじめ、道路や歩行空間等について、ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい環境整備を行うことが必要です。また、身近な地域で安心して暮らしていける住まいの確保や居場所づくりの充実が必要です。

② 災害に備える体制づくり

地震や台風等の自然災害の発生による被害拡大が懸念されるなかで、アンケート調査（一般市民調査）では、災害が発生して避難が必要になったときに、避難所での生活を心配する声が多く上がっています。

防災訓練等、地域での防災活動を周知するとともに、高齢者や障がいのある人、若者等、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進していくことが必要であるとともに、災害発生時や避難所等での支援体制の充実や、避難行動要支援者支援体制の構築が必要です。

③ 人権尊重と権利擁護事業の推進

人口減少、超高齢社会に突入し、核家族化や価値観の多様化、地域の多問題化が進むなか、認知症、知的障害その他の精神上の障害がある方の権利を擁護することは喫緊の課題です。一方で、アンケート調査（一般市民調査）では、成年後見制度の認知度が十分でない面もかかえます。

成年後見制度利用を支援し、制度について周知・啓発するとともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくなど権利擁護の体制づくりが必要です。

④ 情報提供の仕組みづくり

アンケート調査（一般市民調査）では、今後、小金井市民の地域活動を**活性化**するために情報を入手しやすい環境が求められています。

子どもから高齢者まで支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、身近な生活の場や情報技術を活かし、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。さらに、高齢者や障がい者等にとっても分かりやすい情報提供の工夫が必要です。また、福祉総合相談窓口をはじめ相談窓口の認知度向上が課題となっており、相談窓口の更なる情報発信をしていくことも必要です。

(2) 包括的支援体制の構築

① **重層的支援体制の整備**

コロナ禍により孤独・孤立の課題や格差が顕在化しています。また、いわゆる8050問題、ひきこもり支援等、既存の枠組みでは課題が把握されにくい世帯や複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対して、福祉の各分野を超えた多様な主体による支援ネットワークの形成と包括的な視点での取組が課題となります。

また、適切に相談や制度につながらずに孤立してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケース等もあり、問題が発見された場合に適切な相談先や制度につなげる仕組みや、自ら相談窓口につながる人が少ない人へのアウトリーチによる支援、当事者に寄り添い、伴奏しながら支援する継続的な支援が必要です。

包括的支援体制の構築にあたっては、包括的相談支援、社会とのつながりを作る参加支援、世代や属性を超えた交流の場や居場所を整備する地域づくりの充実を一体的に実施するとともに、多様な主体によるネットワーク形成を進める必要があります。

地域活動やボランティア活動への参加は減少傾向にある一方で、アンケート調査（一般市民調査）では、地域の支え合いの仕組みづくりで特に必要であると思うこととして、地域の人々が知り合う機会や活動する場所の確保や活動する場所や資金の支援が求められています。

その他、市民参加への仕組みの構築、地域福祉を担う人材が活動を継続できるようにするための支援や既存の地域資源の活用や関係機関との連携も課題となります。

② セーフティネットの機能強化

市の生活困窮者自立支援プラン作成数は増加傾向にあり、適切な生活保護制度の実施にあわせて、生活困窮者への自立支援の推進において、生活保護に陥らないためのセーフティネットを強化する必要があります。

(3) 地域活動の活性化

① 社会参加の促進

アンケート調査（一般市民調査）では、隣近所の人との付き合いについて、「たまに挨拶や立ち話等をする程度である」が46.8%と最も高く、次いで「ほとんど付き合いはない」が27.8%となっています。また、町内の行事や活動等への参加も「ほとんど参加していない」が38.0%と最も高くなっています。

気になった人がいたときには、声をかけたり、支援先を案内したりすることができるよう、意識をもった担い手を増やしていく必要があります。

② 地域活動の支援と人材の育成

地域福祉の担い手であるボランティアやNPO法人、民生委員・児童委員の不足が課題となっています。アンケート調査（一般市民調査）においても、ボランティア活動の参加について、「取り組んだことはない」が52.0%と最も高く、次いで「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」が20.8%となっています。

地域福祉活動を担う人材育成の支援やボランティアに取り組む人の育成支援に取り組んでいますが、活動のマナー化や新しい会員が増えないなどの課題を抱えています。地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識づけが必要です。

さらに、地域福祉を推進するために、地域の担い手となるような学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基つき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要です。また、はじめてでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、地域活動のきっかけづくりが必要です。

③ 多様な地域資源との連携

アンケート調査（福祉の担い手調査）では、小金井市民の地域活動が活性化するために必要なことは、「団体間の協働をコーディネートできる人・組織があること」が55.0%と最も高く、次いで「誰もが地域活動に関する情報を入手しやすい環境があること」が50.0%となっています。

福祉課題や、新たな制度に的確に対応し、福祉サービスの切れ目のない支援を行っていくために、地域活動団体と行政等が連携して地域の福祉サービスの向上に努めていく必要があります。



計画の理念と目標

1 計画の理念

本市の最上位計画である第5次小金井市基本構想・前期基本計画では「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」を将来像に掲げ、まちづくりの基本姿勢として「みんなの暮らしを大切にすまちづくり（市民生活の優先）」、「みんなで進めるまちづくり（参加と協働）」、「未来につなげるまちづくり（持続可能なまち）」を目指しています。

福祉と健康分野では、保健・医療・福祉の体制を充実させ、高齢者や障がい者はもとより、あらゆる個人が尊重され、お互いに支え合い、助け合う仕組みづくりを推進し、支援策を充実させ、いつまでも健康で自分らしく暮らすことのできる地域福祉の実現を目指しており、本計画の基本理念については、第5次小金井市基本構想・前期基本計画における福祉と健康分野の取組方針から「誰もがいきいきと暮らすことのできるまち」を掲げるものとします。

この基本理念に基づき、「いきいきとした暮らしの充実」、「自立した暮らしの支援と実現」、「健康な暮らしの支援と実現」を目指します。

【 基本理念 】

誰もがいきいきと暮らすことのできるまち

2 基本目標

基本理念の実現に向け、3つの基本目標を定め、施策の展開を図ります。

(1) 福祉のまちづくり

- ・誰にとっても暮らしやすい地域社会となるようユニバーサルデザインのまちづくりに取り組み、公共施設などのバリアフリー化を推進します。また、移動が困難な人のための外出機会の創出や移動手段の充実など外出しやすい環境づくりを進めます。
- ・災害時における要配慮者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者情報を適切に管理するとともに、対象者を把握して、平時の見守り及び普及啓発、災害時など緊急事態における支援体制の充実を図ります。
- ・全ての人の人権が尊重され、互いの差異や多様性を認め合えるソーシャル・インクルージョンを進めるため、人権尊重の意識を高めるとともに、病気や障害などで判断能力が不十分な人の権利を守り、安心して地域で暮らし続けられるよう、権利擁護の体制づくりを進めます。
- ・福祉サービスに係る積極的な情報発信とサービスの質の適正化を図ります。

(2) 包括的支援体制の構築

- ・様々な課題を抱える地域住民等に対して適切な支援が提供できるよう、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める福祉総合相談窓口の機能強化を図ります。また、気軽に相談できる相談窓口として周知の工夫に努めるとともに、社会とのつながりを作る参加支援、交流の場や居場所を整備する地域づくりの充実を一体的に取り組み、包括的支援のネットワークの形成を進めます。
- ・複雑化・複合化した地域課題については、支援機関のネットワークで対応し、支援ニーズに応じた適切な情報共有と役割分担によりチームによる支援を目指します。
- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の発掘、開拓・開発に努め、町会・自治会、民生委員・児童委員、NPO法人等、関係機関など多様な地域資源とのつながりを作るための支援を行います。
- ・必要な支援につながない方を支援に繋げる体制の整備を図ります。
- ・生活困窮者自立支援制度の強化を図り、個々人の状況に応じた支援を実施し、自立を手助けしていきます。

(3) 地域活動の活性化

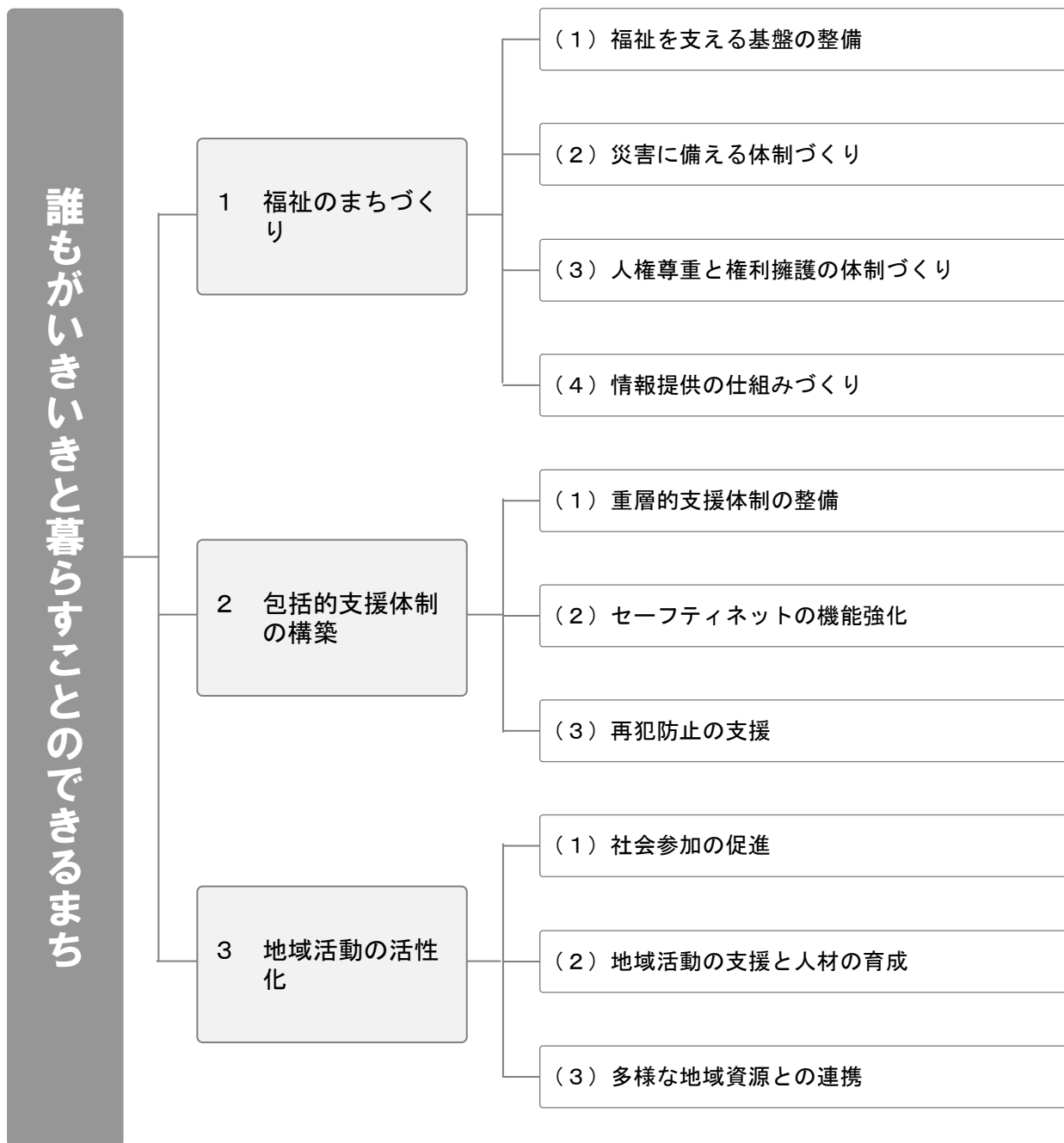
- ・地域づくりの重要な担い手である民生委員児童委員協議会に対し支援を行い、引き続き連携していきます。民生委員・児童委員の欠員補充に注力し、民生委員・児童委員の役割を適正化して、負担軽減を図ります。
- ・若い世代や、元気な高齢者など、より多くの人々が地域での活動に関心を持ち、積極的に関わりを持てるよう、社会参加しやすい環境を整えるとともに多様な機会創出により社会参加の促進を図ります。
- ・地域活動に関する情報発信や支援を行うとともに活動の活性化につながるよう支援します。また、活動の担い手の育成につながる事業を展開します。
- ・社会福祉協議会、社会福祉法人などの福祉の関係団体との連携を強化し支援機関のネットワークづくりを進めます。

3 施策体系

[基本目標]

[基本目標]

[施策の方向性]



施策体系

[基本目標]

[基本目標]

[施策の方向性]

[施策]

[個別事業・取り組み]

